

令和8年度事業承継支援強化事業業務委託実施要領

1 業務名

令和8年度事業承継支援強化事業業務委託

2 業務の目的

県内中小企業の休廃業を防ぐとともに円滑な事業承継を促進するため、民間支援事業者のノウハウを活用しながら、県が商工会・商工会議所（以下、「商工会等」という。）と協働して、地域にとって事業承継を進める重要度や緊急性の高い中小企業を見つけ出し、事業承継に向けた早期・計画的な取組みを促すとともに、支援が必要な者を香川県事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「支援センター」という。）へ引き継ぐ。併せて、商工会等職員の事業承継にかかる支援力の向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

（1）アンケート調査

① アンケート調査の業務分担及び概要

ア 業務分担

作業内容	商工会等	委託者	受託者
調査項目の設計		○	
調査対象者の抽出		○	
調査票・封筒の作成及び印刷		○	
調査票等の発送、回収		○	
調査対象者への連絡	○		○
調査票の開封作業		○	
調査結果のとりまとめ			○
報告書の作成			○

イ 概要（予定）

調査時期	令和8年5月上旬発送、5月下旬～6月上旬締切り
調査対象者	事業承継の支援が必要と見込まれる県内中小企業者（商工会等の会員）約400事業者

調査方法	郵送による配布、郵送・WEB等による回答
回答率	40～50%を想定
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・基本情報（事業者名又は屋号、代表者及び氏名、業種、従業員数、事業所の住所及び連絡先） ・設問（事業規模、経営の状況、今後の見通し、後継者の有無、事業承継の課題等事業承継支援に必要な事項（8問程度））
その他	本事業は13商工会等の参加を予定しており、当該商工会等の会員が調査対象者になる

② 委託内容

ア 調査対象者への連絡

アンケートの回答率を向上させるため、アンケート送付時及びアンケート締切り時に、商工会等が調査対象者（アンケート締切り時は未回答の調査対象者）にアンケートへの協力を電話等により依頼することにしているが、商工会等の状況により、委託者は、調査対象者への連絡を受託者に指示することがある。その場合、受託者は、委託者から指示のあった調査対象者にアンケート調査の協力を電話等により依頼すること。

イ 調査結果のとりまとめ

受託者は、委託者から送付されたアンケートを受領した後、記載された回答内容を各商工会等の単位で調査対象者ごと・設問ごとに一覧にし、とりまとめたデータを委託者から指示された期日までに委託者へ提出すること。

なお、委託者へのとりまとめたデータの提出期日は6月中旬を予定している。

ウ 報告書の作成

4（1）②イでとりまとめた調査結果について、受託者は、全体及び各商工会等の単位で分析を行い、報告書を作成し、委託者から指示された期日までに委託者へ提出すること。また、分析した結果は、4（3）①アの連絡会において各商工会等へ説明すること。

なお、委託者への報告書の提出期日は6月下旬を予定している。

アンケート調査のとりまとめ及び分析方法は、提案事項とするので必ず提案すること。

（2）個別コンサルティング支援

① 委託内容

ア 個別コンサルティング支援先の選定への助言

委託者は、4（1）②のアンケート調査の結果を参考に、個別訪問によるコンサルティング支援（以下、「個別コンサルティング支援」という。）を行う候補を選定する。候補は、次に掲げる内容を重視して150～170事業者を選定する予定であり、受託者は、アンケート調査の結果から、事業承継支援の優先度を見極め、候補選定の助言を行うこと。

- ・ 個別コンサルティング支援の相談を希望する先、またはコンサルティング支援に関心がある先
- ・ 廃業を検討している先
- ・ 後継者不在の先、または後継者が定まっていない先
- ・ (提案事項)

個別コンサルティング支援先（以下、「支援先」という。）は、委託者が選定した個別コンサルティング支援の候補先を基に、委託者と各商工会等が協議を行い、概ね140事業者を選定する予定である。受託者は、委託者から助言を求められた場合、選定の助言を行うこと。

また、委託者が上記の支援先以外の事業者への支援が必要と判断した場合、委託者は、支援先を追加するものとする。この場合の支援先数は、概ね40事業者を見込んでおり、主に令和7年度にアンケート調査を実施した事業者を想定している。

個別コンサルティング支援先の選定基準は提案事項とするので、これまでの支援経験からどのような事業者に対し個別コンサルティング支援を行うべきか、具体的な事例を交えて必ず提案すること。

イ 事業者への個別コンサルティング支援

受託者は、4（2）①アで選定した支援先に対し、原則、商工会等の職員とともに個別コンサルティング支援を実施すること。個別コンサルティング支援では、事業承継がデリケートな経営課題であることを理解し、ヒアリングを行う状況等を配慮しつつ、事業承継に関する基本的事項を説明した上で、支援先の財務情報や事業承継の検討状況、相談類型等を別添1に沿って聴取し、適宜アドバイスを行うこと。

個別コンサルティング支援は、1事業者あたり、1回以上面談することとし、原則、初回の訪問については対面で行い、2回目以降の面談については、事業者の意向を十分確認した上で、対面及びオンライン等の方法は問わないこととする。

支援先へのアポイントは、原則、商工会等が実施することとするが、委託者は、必要により受託者にアポイントを指示することがある。その場合、受託者は、支援先及び商工会等に連絡して日程調整等を行うこと。

個別コンサルティング支援を実施した支援先ごとに、支援結果及び支援先の意向を踏まえ、支援センター及び各商工会等と適宜、協議・調整を行い、支援センタ

一の支援が必要と判定した場合は、支援センターに引き継ぐこと。また、支援センター以外の機関の支援が必要な場合は、各商工会に助言し、適切な機関から支援が受けられるよう、各商工会等を支援すること。

受託者は、4（3）①アの連絡会（第1期）において、支援先ごとにアンケートの結果を踏まえた支援方針を提案し、連絡会参加者と協議の上、支援方針を決定すること。その際、各商工会等から事業者の状況等を聞き取りして、実効性のある支援につなげること。

受託者は、7月上旬から11月下旬を目安に個別コンサルティング支援を実施することとするが、実施時期は各商工会等の単位で設定すること。支援の進捗状況等により目安の終期までに支援が完了しない場合は、委託者と協議の上、2月下旬まで終期を変更することができる。

なお、4（2）①アで選定した支援先について、委託者の判断により、個別コンサルティング支援を経由せず、支援センターが支援する場合がある。

ウ 支援センター等との連携

個別コンサルティング支援は、支援センター及び他の中小企業支援機関等と適宜連携するとともに、支援センターへ引き継いだ場合であっても、事業承継支援が円滑に進行するよう、委託者に報告の上、必要に応じて協力すること。また、委託期間終了後に、支援先からの支援要請があった場合は、委託者に報告の上、必要に応じて支援センター等の関係機関へ引き継ぐこと。

支援センター及び他の中小企業支援機関等との連携について、円滑な事業承継支援につながる仕組みがあれば提案すること。ただし、本事業の業務の目的に沿った内容にすること。

エ 個別コンサルティング支援の報告

受託者は、4（2）①イで実施した個別コンサルティング支援について、実施後速やかに報告書を作成し、別添1により実施した日の翌月15日までに委託者へ提出すること。

（3）連絡会

① 委託内容

ア 連絡会の開催

個別コンサルティング支援の実効性を高めるとともに、商工会等の職員の事業承継にかかる支援力向上を図り、継続した事業承継支援が行われるよう、個別コンサルティングの支援前に第1期を、概ね個別コンサルティング支援終了後に第2期を、各商工会等の単位で連絡会を開催する。会議実施後は、別添2により期ごと

に報告書を作成し、委託者から指示された期日までに委託者へ提出すること。

○連絡会（第1期）

実施時期	6月下旬～7月を目安に委託期間内で実施
実施時間	1回あたり1～2時間程度（時間は各商工会等と相談）
実施回数	1団体あたり原則1回（案件が多い場合等により1回の開催で完結することが困難な場合は、商工会等の同意の上、複数回の開催も可）
実施方法	対面・オンラインどちらでも可
対象者	商工会等の職員。支援センター等の職員がオブザーバー参加する場合もある
実施内容（案）	<p>※実施内容は受託者の提案とするが、下記の内容を含め具体的な内容を提案すること</p> <ul style="list-style-type: none">・事業開始に際しての留意点、ヒアリングのコツなどの事業承継支援の勘所の教示等・個別コンサルティング支援先の支援方針の提案及び決定、支援に必要な情報の共有等
その他	各商工会等の単位で実施すること（13商工会等が参加予定）

○連絡会（第2期）

実施時期	概ね個別コンサルティング支援終了後、1ヶ月を目安に委託期間内で実施
実施時間	1回あたり1～2時間程度（時間は各商工会等と相談）
実施回数	1団体あたり1回
実施方法	対面・オンラインどちらでも可
対象者	商工会等の職員。支援センター等の職員がオブザーバー参加する場合もある
実施内容（案）	<p>※実施内容は受託者の提案とするが、下記の内容を含め具体的な内容を提案すること</p> <ul style="list-style-type: none">・支援の振り返り、今後の支援について個別具体的な助言等・商工会等職員のレベルに即した支援力向上のための助言
その他	各商工会等の単位で実施すること（13商工会等が参加予定）

（4）意見交換・勉強会

① 委託内容

ア 意見交換・勉強会の開催

商工会等職員の事業承継にかかる支援能力の向上を図るとともに、県内事業

者の事業承継が促進されることを目的に、受託者は、次のとおり意見交換・勉強会を実施すること。会議実施後は、別添2により報告書を作成し、委託者から指示された期日までに委託者へ提出すること。

実施時期	1月～2月上旬を目安に委託期間内で実施
実施時間	1回あたり2時間程度
実施回数	1回（本事業に参加する商工会等が一同に会し実施）
実施方法	対面・オンラインどちらでも可
対象者	商工会等の職員。支援センター等の職員がオブザーバー参加する場合もある
実施内容	<p><u>※実施内容は受託者の提案とするが、下記の内容を含め具体的な内容を提案すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の成果の発表 ・個別コンサルティング支援及び受託者が本事業以外で支援した事例の紹介 ・事業承継にかかる支援力向上のための内容（提案事項）
その他	13 商工会等が参加予定

（5）支援体制

円滑かつ迅速な支援を実現するため、個別コンサルティング支援を実施する者を原則、香川県内に1名以上配置（香川県庁に概ね2時間以内で到着できる県外拠点に常駐している場合も可）する。

5 委託料の減額

契約を執行するにあたり、経費見積で示したアンケート調査送付時の協力依頼の連絡及びアンケート調査未回答先への連絡、個別コンサルティング支援、商工会職員等の支援ノウハウ向上支援（連絡会、情報交換・勉強会の開催）の実施数及びこれに伴う交通費、宿泊費の実績が予定を下回る場合は減額する。この場合の算定単価は契約金額内訳書に定められたものを用いる。

6 成果物

受託者は次の成果物を香川県に提出すること。

- ・4（1）で作成した調査結果のとりまとめ及び報告書
- ・4（2）で作成した報告書
- ・4（3）で作成した報告書
- ・4（4）で作成した報告書

7 その他

(1) 再委託の制限

原則、受託者から第三者に対し、業務の全部又は一部を委託、又は請け負わせるこ
とは認めない。ただし、あらかじめ書面にて県と協議し、承諾を得たときはこの限り
ではない。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57
号）など関係法令を遵守すること。

(3) 法令等の遵守

使用者として、労働関係法令を遵守すること。

(4) 事業実施に付帯するその他の業務

契約期間中の事業実施時、事業報告等の打合せに係る受託者の交通費、資料印刷費
等、事業を終了させるまでに必要な経費は全て金額に含めること。

本実施要領を基に、企画提案の内容を踏まえて仕様書を作成するが、当該仕様書に
記載のない事項については、香川県と受託者がその都度協議し決定するものとする。